

福岡県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

福岡労働局一般公示第6号

福岡地方最低賃金審議会は、下記の最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、福岡県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和6年7月19日までに、福岡地方最低賃金審議会（福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

記

福岡県最低賃金（昭和55年福岡労働基準局最低賃金公示第1号）

令和6年7月5日

福岡労働局長 小野寺 徳